

函館市建築基準法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 7 年 6 月 3 0 日

函館市長 大 泉 潤

函館市規則第 4 8 号

函館市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

函館市建築基準法施行細則（昭和 4 8 年函館市規則第 1 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 2 条の見出しを「（特定建築物の指定等）」に改め、同条に次の 1 項を加える。

4 建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件（平成 2 0 年国土交通省告示第 2 8 2 号）第 2 前段の規定により市長が規則で付加する法第 1 2 条第 1 項の規定による調査および同条第 2 項の規定による点検の項目、方法および結果の判定基準は、次の表のとおりとする。

項 目		方 法	結果の判定基準
各階の主要な常時閉鎖した状態にある防火扉（以下この表および次条第 2 項第 2 号において「主要な常閉防火扉」という。）	閉鎖または作動の障害となる物品の放置ならびに照明器具および懸垂物等の状況	目視またはこれに類する方法（以下この表において「目視等」という。）により確認する。	物品が放置されていること等により主要な常閉防火扉の閉鎖または作動に支障があること。
	扉の取付けの状況	目視等または触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
	扉、枠および金物の劣化および損傷の状況	目視等により確認する。	変形、損傷または著しい腐食により遮炎性能または遮煙性能に

			支障があること。
	固定の状況	目視等により確認する。	主要な常閉防火扉が開放状態に固定されていること。
	人の通行の用に供する部分に設ける主要な常閉防火扉の作動の状況	扉の閉鎖時間をストップウォッチ等により測定し、扉の質量により運動エネルギーを確認するとともに、必要に応じてプッシュプルゲージ等により閉鎖力を測定する。ただし、3年以内に実施した点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することをもって足りる。	防火区画に用いる防火設備等の構造方法を定める件（昭和48年建設省告示第2563号）第1第1号の規定に適合しないこと。

第13条第2項第2号中「防火設備」の後ろに「（主要な常閉防火扉を除く。）」を加える。

附 則

- 1 この規則は、令和7年7月1日から施行する。
- 2 改正後の第12条第4項の規定は、この規則の施行の日以後に開始する建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条第1項の規定による調査または同条第2項の規定による点検について適用し、同日前に開始した同条第1項の規定による調査または同条第2項の規定による点検については、なお従前の例による。